

ディスクロージャー誌

2023

DISCLOSURE

つながる 広がる 信頼の輪

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和4年度第67期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

新型コロナウイルスの影響は薄らいできており、島内外の人の移動や観光客等が増加傾向にあります。経済環境はまだ厳しく、人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化の推進、技術革新の急速な進展等大きな変革期を迎えています。奄美信用組合は相互扶助の理念のもと、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、地域経済の成長と地域の活性化に貢献してまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。



奄美信用組合 理事長 手島 博久

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和31年5月11日／瀬戸内信用組合設立
- 昭和37年6月4日／瀬戸内信用組合を奄美信用組合に改称
- 昭和41年4月1日／本部制設置・導入
- 昭和41年8月28日／主たる事務所を奄美市（旧名瀬市）へ移転
- 昭和45年6月1日／喜界信用組合と合併 喜界支店、早町出張所承継
- 昭和46年10月1日／電算室設置 給与、日計、出資金稼働
- 昭和51年1月16日／創立20周年記念事業の一環として、奄美市（旧名瀬市）へ2,500万円寄贈
- 昭和56年2月24日／自営オンライン（当座、普通預金）スタート
- 平成3年11月23日／総合オンラインスタート
- 平成8年5月25日／創立40周年記念事業の一環として奄美群島内の福祉施設（22ヶ所）へ車椅子、テレビを寄贈
- 平成10年3月31日／早期是正措置に基づく資産の自己査定実施
- 平成12年11月20日／瀬戸内支店新築移転 業務開始
- 平成13年5月20日／インターネットホームページ開設
- 平成14年5月13日／信用組合共同センターへオンラインシステム移行
- 平成14年5月20日／郵便貯金とATM提携スタート
- 平成15年7月22日／「インターネットバンキング・モバイルバンキング」サービス提供開始
- 平成15年11月17日／第5次全銀システムの取扱開始
- 平成16年3月16日／有限責任監査法人トーマツと業務契約を締結
- 平成16年4月1日／ATMカード入金取扱開始
- 平成16年5月17日／しんくみCDキャッシング取扱開始
- 平成17年2月21日／決済用預金（無利型普通預金）取扱開始
- 平成17年9月1日／カードによるATMでの振込取扱開始
- 平成17年10月17日／郵貯現金相互入金取扱開始
- 平成18年1月4日／信組・第2地銀・信金・労金によるカードでの相互入金取扱開始
- 平成18年4月17日／FSS（ファイルセキュリティシステム）の稼働開始
- 平成18年6月12日／為替「定額自動送金」の取扱開始
- 平成18年6月24日／創立50周年記念式典・祝賀会開催
- 平成19年5月7日／SKCセンター第5次システムの稼働開始
- 平成20年4月4日／龍郷町の量販小売店に共同ATMコーナーを設置
- 平成20年12月15日／小浜支店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成22年6月28日／長浜支店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成23年5月11日／創立55周年記念「しんくみ市民講座、大感謝寄席」を龍郷会館にて開催
- 平成23年5月23日／永田橋支店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成23年12月5日／本店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成24年3月5日／「しんくみローンサーチ」サービス提供開始
- 平成24年9月19・20日／「しんくみの集い、大感謝寄席」を瀬戸内・宇検会場にて開催
- 平成25年2月18日／「でんさいネット」取扱開始
- 平成25年6月10日／永田橋支店新店舗移転 業務開始
- 平成27年5月7日／SKCセンター第6次システムの稼働開始
- 平成27年8月10日／沖永良部支店新築移転 業務開始
- 平成28年6月14日／創立60周年記念「しんくみ市民講座、しんくみの集い」を龍郷町（りゅうゆう館）他3会場にて開催
- 平成30年3月26日／喜界支店新築移転 業務開始
- 平成30年10月1日／web会議システムを導入
- 平成31年2月15日／法人用インターネットバンキング提供開始
- 令和1年9月1日／キャッシュレス化推進の取組みとして、琉球銀行業務提携によりカード加盟店サービスを開始
- 令和3年8月2日／知名支店新築移転 業務開始
- 令和3年12月1日／鹿児島銀行との提携により、奄美群島内のファミリーマート10店舗でのATMの共同利用開始
- 令和4年7月4日／QRコード決済であるPayPayとしんくみ口座連携開始

経営理念・経営方針

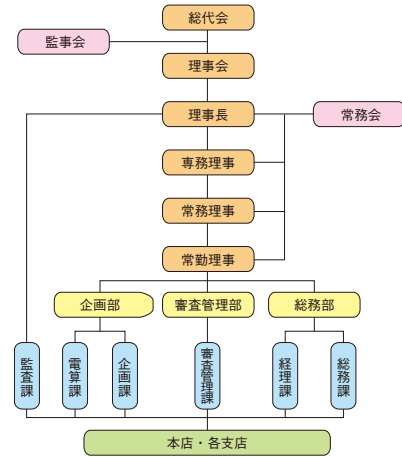
理念

- ・組合員への奉仕
- ・地域社会への貢献

経営方針

- ・共存共栄の実を上げるため組合員の増加と資金の充実を図る。
- ・組合員企業の繁栄と生活向上を推進するため業務の効率化・合理化につとめる。
- ・適正な資金需要については機会を失することのないよう迅速にこれを処理する。
- ・労を厭わず業務に精励し、もって組合員及び地域社会の発展に寄与する。
- ・感謝と謙虚の念を保持し、自己啓発と人格の向上につとめる。

事業の組織



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）（令和5年6月16日現在）

理事長／手島 博久	専務理事／吉田 孝寛
常務理事／山下 伸一	常勤理事／東向 哲也
常勤理事／瀬戸口昌也	理 事／染川 實麿（※）
理 事／竹田 政茂（※）	常勤監事／名越 重浩
監 事／前田 幸俊	員外監事／安田 義文

注）当組合は、職員出身者以外の理事2名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任 監査法人 トーマツ

（令和5年6月末日現在）

令和4年度 経営環境・事業概況

我が国の経済につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社会経済活動も大きく制限を受け厳しい状況が続いてまいりましたが、5月に感染上の分類を「5類」に移行され、社会活動の正常化が進みつつあり、緩やかながらも経済活動に持ち直しの動きが見えてまいりました。

一方、ロシアのウクライナ侵攻は、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米格の金融引き締め等による世界的な景気後退など、日本を取り巻く環境には厳しさが増えています。今後、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展等大きな変革期を迎えています。

中小・小規模事業者については、3年超にわたるコロナ禍、増大した債務の返済に苦しんでいる事業者が多くおられると認識しております。

こうした事業者に対する支援が喫緊の課題と考えており、お取引先様に対し資金繰りに支障が生じることのないよう、スピード感を持って金融仲介機能を発揮する事が重要と考えております。

信用組合は相互扶助の理念のもと、顧客のニーズやライフスタイルの多様化、キャッシュレス決済分野におけるセキュリティ環境整備を強化するなど、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、地域経済の成長と地域の活性化に貢献してまいります。

奄美群島の世界自然遺産登録後1年半が経過し、新型コロナウイルスの制限移動の撤廃により、島内外の人の移動や観光客等が増加傾向にあり、ホテル・飲食業等の活性化が顕著になっています。それに伴い、新たなホテル建築、都市計画の実施等により、不動産市場の活性化や若者による起業も増加するなど、観光を通じた地域活性化と奄美群島全体への波及効果が期待されます。

この様な環境の中、令和4年度の当組合決算は、貸出505億円（前年度比18億円増）、預金882億円（前年度比18億円増）と計画通りに推移しております。収益状況については、貸出金利の18百万円の減少もありましたが、今期の当期純利益は138百万円となりました。

組合員の推移

（単位：人）

区 分	令和3年度末	令和4年度末
個 人	24,067	23,365
法 人	1,402	1,389
合 計	25,469	24,754

総代会について

■総代会の仕組みと役割

- ・総代会は、信用組合の組合員から選ばれた総代によって構成される信用組合の最高意思決定機関です。
- ・総代会は、定款の変更や決算承認、理事・監事の選任等信用組合の運営に関する重要事項を決議します。
- ・総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。
- ・総代には、組合員の代表として総代会等において、組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割があります。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代は「総代選挙規定」に基づき、営業店単位に14の地区より選出され、任期は3年です。地区ごとに定数を定めており、選出方法は、立候補または推薦により届出のありました候補者について選挙を行っています。また、総代の定数は100名以上110名以内となっています。

■第67期通常総代会の報告

令和5年6月16日開催されました第67期通常総代会は、総代104名のうち、出席総代数100名（うち、委任状による代理出席37名）のもと、次の報告事項ならびに議決事項が上程され、全議案が満場異議なく、原案のとおり承認・可決されました。

●報告事項

1. 令和4年度第67期 事業報告、貸借対照表、損益計算書、報告
2. 監事の監査報告

●議決事項

- 第1号議案 令和4年度 第67期 剰余金処分（案）承認の件
 第2号議案 令和5年度 第68期 事業計画及び収支予算（案）承認の件
 第3号議案 定款16条に基づく組合員除名の件
 第4号議案 任期満了に伴う監事選出の件
 そ の 他 令和4年度 優績店舗表彰



■総代のご紹介

令和5年6月16日現在

選挙区	総代数	総代氏名（合計104名）（注）丸数字は、就任回数						（敬称略：五十音順）
本店区	20名	荒垣 継生①	梅山 政博②	屋宮 重藏⑬	師玉信一郎④	積山幸太郎⑩		
		平 淳一⑤	平 宗芳⑤	萩原 悦子②	浜田 正文⑩	治山 強⑦		
		前園 裕史⑤	牧 克久②	松尾 典昭⑧	松元 榮幸⑬	渡 慶彦②		
		和田 邦文④	三浦 正光①	東 耕世①	平 孝之①	築 道弘①		
小浜支店区	9名	有村 文應⑧	上原 克夫⑦	悦田隆二郎③	畠納 建悟⑥	武島 一隆④		
		浜手 栄男⑯	原 正仁⑬	田中 博光①	前山 宗之①			
永田橋支店区	11名	恵畑 達広⑦	屋 種夫⑩	土持 圭子④	都成俊一郎⑥	成田 博宗⑮		
		野中 守⑤	松山 竹一②	向井 健悟③	村上 稔⑥	浜田幸之進①		
		前田 匠①						
瀬戸内支店区	13名	勇 健一⑨	勇 次夫⑤	小川純一郎⑧	喜島 哲洋④	榮田 新次②		
		茂野 拓真②	高田 幸三⑩	田原 清宏⑧	藤野 修一⑦	政岡 博重⑥		
		松村 保宏⑥	泰江 徹⑪	豊 隆文⑤				
笠利支店区	5名	有川 貞好⑥	泉 伸之②	里 高志①	南 和利①	山下 祐介①		
竜郷支店区	6名	川元 博文③	久保 誠④	里山 雅家⑰	重枝 祐介②	重野 寛輝⑩		
		前田 豊成⑦						
宇検支店区	4名	大友 満輝⑧	杉浦 治俊⑥	中村 真典⑧	渡 慶道②			
徳之島支店区	7名	東 敏美④	鶴野 達也②	徳田 哲也⑦	洲上平八郎⑰	宮本 仁⑥		
		吉川 清吾⑦	吉村 辰巳⑥					
天城支店区	5名	島 和也④	徳田 太一②	永岡 寛治④	藤田 一夫④	前田美香登③		
喜界支店区	5名	中村昭一郎⑦	前底 浩喜④	峰山奥恵喜④	吉川 文浩⑦	野間 弘也①		
伊仙支店区	4名	幸多 健次④	佐藤 隆志③	盛本 克彦⑤	琉 理人④			
長浜支店区	7名	椋山 廣市⑤	中本美智子②	日置 洋和⑩	幸 浩正②	山下 竜己③		
		玉野 梨沙①	里 栄作①					
沖永良部支店区	4名	中原 克美⑧	額元眞之助⑦	中田 隆洋①	大福 和寛①			
知名支店区	4名	東山 榮三⑯	太 直造⑤	宗岡須賀美⑥	吉俣 文一⑦			

■総代の属性別構成比

令和5年6月16日現在

職業別	個人 1.9%、個人事業主 23.1%、法人役員 75.0%、法人 0.0%
年代別	30代以下 2.9%、40代 13.4%、50代 17.3%、60代 35.6%、70代 26.0%、80代以上 4.8%
業種別	製造業 10.8%、不動産業 3.9%、卸売・小売業 32.3%、建設業 20.6%、運送業 1.0%、その他サービス業 31.4%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年～50年
その他	3年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、破綻懸念先の損失発生期間（3年間）を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要修正を加えて算定しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に審査査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）	225,436百万円
年金資産の額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

0.555%

(3)補足説明

- 上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金16,238百万円及び年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金6百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引収益等は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、1個の消費税が20万円未満の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しており、20万円以上の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 「時価の算定に関する会計基準指針」（改正企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日、以下「時価算定基準適用指針」といふ。）を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる、計算書類への影響はありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 174百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,375百万円
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は378百万円、危険債権額は203百万円であります。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 債権のうち、三月以上延滞債権額は6百万円あります。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 債権のうち、貸出条件緩和債権額は147百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は736百万円あります。なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は109百万円あります。
- 担保に提供している資産として、公金取扱いのために預け金11百万円を担保提供しております。さらに為替決済、全国信用組合保障基金、当座借越担保、九州信用組合共済基金として預け金4,461百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は4,142円44銭です。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

- 当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。
- 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(ii)価格変動リスクの管理

- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務部を通じ、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間137営業日）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,058百万円です。なお、当組合では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。令和4年度に実施したバックテストの結果、実際の損失がVaRを超えたこととく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

- 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長期的調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

- 令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要な乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	19,033	19,042	9
(2) 有価証券			
その他有価証券	17,232	17,232	—
(3) 貸出金（*1）	50,519		
貸倒引当金（*2）	△292		
	50,227	51,862	1,635
金融資産計	86,492	88,137	1,644
(1) 預金積金（*1）	88,276	88,290	14
金融負債計	88,276	88,290	14

- *1 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

- *2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

1)預け金

- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（OIS）で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

2)有価証券

- 債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は、公表されている基準価格によっております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

(3)貸出金

- 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」といふ。）
- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金合計額を市場金利（OIS）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元金合計額を市場金利（OIS）で割り引いた価額を時価とみなしております。

- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	371
組合出資金（*2）	398
合 計	769

- *1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- *2 組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	17,033	—	2,000	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000	2,700	2,400	11,915
貸出金（*）	4,202	3,380	3,659	38,550
合 計	22,236	6,080	8,059	50,465

- * 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

- (注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金積金	86,648	1,282	346	—
合 計	86,648	1,282	346	—

- * 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の時価」であります。以下27.まで同様であります。

- (1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,401,178	1,413,190
資金運用収益	1,218,609	1,197,861
貸出金利息	1,066,323	1,047,664
預け金利息	27,230	21,362
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	106,469	108,160
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	18,585	20,673
役員取引等収益	137,886	129,941
受入為替手数料	48,793	44,858
その他の役員収益	89,092	85,083
その他業務収益	18,471	41,962
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	18,471	41,962
その他経常収益	26,210	43,424
貸倒引当金戻入益	22,740	40,443
償却債権取立益	419	448
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	3,051	2,533
経常費用	1,266,163	1,237,010
資金調達費用	21,682	23,290
預金利息	24,158	23,557
給付補填備金繰入額	1,702	1,605
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	△ 4,179	△ 1,872
役員取引等費用	149,782	144,919
支払為替手数料	15,492	13,093
その他の役員費用	134,289	131,825
その他業務費用	6,501	169
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	6,501	169
経常費用	1,086,678	1,068,236
人件費	603,762	588,358
物件費	437,002	431,452
税	45,913	48,425
その他経常費用	1,517	394
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	1,517	394
経常利益(又は経常損失)	135,015	176,180
特別利益	2,336	—
固定資産処分益	2,336	—
負のれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	22,037	—
固定資産処分損	1,463	—
減損損失	20,214	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	360	—

科 目	令和3年度	令和4年度
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	115,314	176,180
法人税・住民税及び事業税	4,729	42,840
法人税等調整額	12,666	△ 5,469
法人税等合計	17,395	37,371
当期純利益(又は当期純損失)	97,918	138,808
繰越金(又は当期首残高)	67,176	135,368
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	165,094	274,177

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純損失 167円26銭

(前ページより続き)

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	—	—	—
債券	4,329	4,276	52
国債	304	298	5
地方債	719	700	19
社債	3,305	3,277	27
その他	203	200	3
小計	4,532百万円	4,476百万円	56百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	—	—	—
債券	12,123	12,637	△513
国債	584	592	△8
地方債	6,612	6,914	△302
社債	4,926	5,129	△202
その他	576	700	△123
小計	12,699百万円	13,337百万円	△637百万円
合計	17,232百万円	17,813百万円	△581百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当事業年度における減損処理額はありません。
25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
26. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
27. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	678百万円	4,619百万円	1,667百万円	9,487百万円
国債	—	—	—	888
地方債	—	302	102	6,927
社債	678	4,316	1,564	1,671
その他	203	352	224	—
合計	882百万円	4,971百万円	1,891百万円	9,487百万円

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,733百万円であり、なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	その他の有価証券差額金
貸倒引当金	161
減価償却超過	16
有価証券評価損	355
土地評価損	△144
退職給付引当金	211
役員退職慰労引当金	—
繰延税金資産(負債)の純額	211百万円

(注) 前事業年度と比較して評価性引当額が14百万円減少しております。この減少の主な要因は、個別貸倒引当金が減少したことによるものです。

30. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 計算書類に計上した金額

貸倒引当金 292百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表の注記事項 5.」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、当組合は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響は今後当面の間は続くものと想定し、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

31. 重要な後発事象

当組合が保有する社債の発行先であるユニソホールディングス(株)は、令和5年4月26日に東京地方裁判所へ民事再生法の適用申請を行い、受理されました。

当組合が保有する社債の額面価格は300百万円(3口)であります。令和3年3月期に時価が著しく下落したことから195百万円の減損処理を行っており、残る104百万円につきましては令和6年3月期に必要な損失処理を行う予定であります。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	165,094	274,177
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	29,726	130,184
利益準備金	20,000	20,000
普通出資に対する配当金	9,726	10,184
	(年1.25%の割合)	(年1.25%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
経営安定化積立金	—	100,000
繰越金(当期末残高)	135,368	143,993

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	603,762	588,358
報酬給料手当	464,786	449,158
退職給付費用	57,276	58,102
その他	81,699	81,098
物 件 費	437,002	431,452
事務費	211,783	212,317
固定資産費	71,809	91,967
事業費	31,382	26,727
人事厚生費	9,204	8,114
有形固定資産償却	85,086	77,109
無形固定資産償却	3,537	2,991
その他	24,198	12,227
税金	45,913	48,425
経 費 合 計	1,086,677	1,068,235

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	1,218,609	1,197,861
資金調達費用	21,682	23,290
資金運用収支	1,196,927	1,174,571
役務取引等収益	137,886	129,941
役務取引等費用	149,782	144,919
役務取引等収支	△ 11,896	△ 14,978
その他業務収益	18,471	41,962
その他業務費用	6,501	169
その他の業務収支	11,969	41,793
業務粗利益	1,197,000	1,201,386
業務粗利益率	1.32%	1.33%
業務純益	110,322	133,149
実質業務純益	110,322	133,149
コア業務純益	110,322	133,149
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	110,322	133,149

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	137,886	129,941
受入為替手数料	48,793	44,858
その他の受入手数料	89,064	85,037
その他の役務取引等収益	28	46
役務取引等費用	149,782	144,919
支払為替手数料	15,492	13,093
その他の支払手数料	625	146
その他の役務取引等費用	133,664	131,678

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△ 24,130	△ 20,748
支払利息の増減	△ 8,810	1,608

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,573,862	1,518,906	1,412,486	1,401,178	1,413,190
経常利益	248,287	139,213	△ 117,763	135,015	176,180
当期純利益	205,198	120,042	△ 149,445	97,918	138,808
預金積金残高	77,088,555	79,874,533	84,444,190	86,450,742	88,276,325
貸出金残高	43,889,966	43,857,577	47,118,138	48,651,726	50,519,849
有価証券残高	12,378,920	11,725,286	15,478,541	16,695,558	17,603,682
総資産額	82,705,618	83,995,824	93,031,382	95,177,487	92,118,553
純資産額	3,750,254	3,736,794	3,675,903	3,620,373	3,402,087
自己資本比率(単体)	8.44%	8.45%	8.22%	8.28%	8.70%
出資総額	703,581	691,823	818,448	812,679	821,276
出資総口数	703,581口	691,823口	818,448口	812,679口	821,276口
出資に対する配当金	14,576	13,926	8,886	9,726	10,184
職員数	92人	88人	88人	83人	75人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円・%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,674	3,811
うち、出資金及び資本剰余金の額	812	821
うち、利益剰余金の額	2,871	3,000
うち、外部流出予定額 (△)	9	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	46	45
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	46	45
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,720	3,856
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	8	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	8	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	3,710	3,849
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,466	41,958
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,345	2,291
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	44,811	44,250
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.28	8.70

注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和3年度	90,912 ^{百万円}	1,218,609 ^{千円}	1.34%
	令和4年度	90,039	1,197,861	1.33
うち貸出金	令和3年度	47,263	1,066,323	2.25
	令和4年度	48,652	1,047,664	2.15
うち預け金	令和3年度	26,524	27,230	0.10
	令和4年度	22,828	21,362	0.09
うち有価証券	令和3年度	16,726	106,469	0.63
	令和4年度	18,160	108,160	0.59
資金調達勘定	令和3年度	91,029	21,682	0.02
	令和4年度	90,503	23,290	0.02
うち預金積金	令和3年度	86,302	25,861	0.02
	令和4年度	88,298	25,163	0.02
うち譲渡性預金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
うち借入金	令和3年度	4,676	△ 4,180	△ 0.10
	令和4年度	2,156	△ 2,354	△ 0.10

先物取引の時価情報

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.14	0.19
総資産当期純利益率	0.10	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回(a)	1.34	1.33
資金調達原価率(b)	1.21	1.20
資金利鞘(a - b)	0.13	0.13

(注) 1. 資金運用利回 = 資金運用収益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 資金調達原価率 = 資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費 / 資金調達勘定平均残高 × 100

預貸率及び預証率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	
預貸率	(期末)	56.27	57.22
	(期中平均)	54.76	55.10
預証率	(期末)	19.31	19.94
	(期中平均)	19.38	20.56

(注) 1. 預貸率 = 貸出金 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100
2. 預証率 = 有価証券 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100

オフバランス取引の状況

該当事項なし

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	6,175	6,305
1店舗当りの貸出金残高	3,475	3,608

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

該当事項なし

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	6,726	6,611	114	4,329	4,276	52
	国債	—	—	—	304	298	5
	地方債	1,242	1,200	41	719	700	19
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,484	5,411	73	3,305	3,277	27
その他	214	200	14	203	200	3	
	小計	6,940	6,811	129	4,532	4,476	56
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	8,743	8,906	△ 64	12,123	12,637	△ 513
	国債	—	—	—	584	592	△ 8
	地方債	5,293	5,408	△ 115	6,612	6,914	△ 302
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,449	3,497	△ 48	4,926	5,129	△ 202
その他	639	700	△ 60	576	700	△ 123	
	小計	9,383	9,606	△ 223	12,699	13,337	△ 637
	合計	16,324	16,418	△ 94	17,232	17,813	△ 581

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	18	41
その他業務収益合計	18	41

常勤役員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当りの預金残高	982	1,089
職員1人当りの貸出金残高	552	623

資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	40,139	46.5	42,012	47.6
定期性預金	46,163	53.5	46,285	52.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	86,302	100.0	88,298	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	57,290	66.3	57,965	65.7
法人	29,160	33.7	30,310	34.3
一般法人	20,910	24.2	21,311	24.1
金融機関	118	0.1	119	0.1
公金	8,132	9.4	8,880	10.1
合計	86,450	100.0	88,276	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	42,690	42,552
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合計	42,690	42,552

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	—	—

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	145	0.3	109	0.2
手形貸付	596	1.3	734	1.5
証書貸付	42,733	90.4	44,011	90.5
当座貸越	3,788	8.0	3,796	7.8
合計	47,263	100.0	48,652	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	27,025	28,421
変動金利貸出	21,626	22,098
合計	48,651	50,519

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	10,705	41.3	10,615	57.2
住宅ローン	7,543	58.7	7,940	42.8
合計	18,248	100.0	18,555	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	484	2.7
地方債	6,570	39.3	7,618	41.9
短期社債	—	—	—	—
社債	9,027	54.0	8,785	48.4
株式	228	1.3	371	2.0
外国証券	99	0.6	99	0.5
その他の証券	800	4.8	799	4.4
合計	16,726	100.0	18,160	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	27,414	56.3	27,905	55.2
設備資金	21,236	43.7	22,614	44.8
合計	48,651	100.0	50,519	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

資金運用

有価証券種別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	888
地 方 債	令和3年度末	502	305	103	5,624
	令和4年度末	—	302	102	6,927
短期社債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
社 債	令和3年度末	1,002	4,255	1,807	1,869
	令和4年度末	678	4,316	1,564	1,671
株 式	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
外国証券	令和3年度末	—	99	—	—
	令和4年度末	100	—	—	—
その他の証券	令和3年度末	—	311	442	—
	令和4年度末	103	352	224	—
合 計	令和3年度末	1,504	4,972	2,353	7,493
	令和4年度末	882	4,971	1,891	9,487

担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和3年度末	795	1.6	—
	令和4年度末	774	1.5	—
有 価 証 券	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
動 産	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
不 動 産	令和3年度末	26,955	56.0	3
	令和4年度末	28,197	55.8	1
そ の 他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小 計	令和3年度末	27,751	57.6	3
	令和4年度末	28,972	57.3	1
信用保証協会 ・ 信用保険	令和3年度末	3,703	7.7	31
	令和4年度末	3,529	7.0	27
保 証	令和3年度末	5,663	11.8	5
	令和4年度末	5,356	10.6	3
信 用	令和3年度末	11,033	22.9	70
	令和4年度末	12,660	25.1	40
合 計	令和3年度末	48,151	100.0	111
	令和4年度末	50,519	100.0	71

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	46	△ 5	45	0
個別貸倒引当金	302	△ 50	247	△ 54
貸倒引当金合計	348	△ 56	292	△ 55

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当動定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,933	4.0	1,773	3.5
農 業 ・ 林 業	746	1.5	840	1.7
漁 業	19	0.0	18	0.0
鉱 業、採石業、砂利採取業	166	0.3	185	0.4
建 設 業	2,009	4.1	2,084	4.1
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	90	0.2	67	0.1
情 報 通 信 業	53	0.1	34	0.1
運 輸 業、郵 便 業	461	0.9	468	0.9
卸 売 業、小 売 業	3,069	6.3	2,931	5.8
金 融 業、保 険 業	500	1.0	500	1.0
不 動 産 業	2,077	4.3	2,124	4.2
物 品 賃 貸 業	0	0.0	0	0.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	114	0.2	108	0.2
宿 泊 業	2,547	5.2	2,746	5.4
飲 食 業	498	1.0	520	1.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	156	0.3	206	0.4
教 育、学 習 支 援 業	20	0.0	15	0.0
医 療、福 祉	234	0.5	237	0.5
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,541	5.2	2,490	4.9
そ の 他 の 産 業	761	1.6	706	1.4
小 計	17,994	37.0	18,061	35.8
地 方 公 共 団 体	9,555	19.6	10,755	21.3
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	20,103	43.4	21,702	43.0
合 計	48,652	100.0	50,519	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/(A)	引 当 率 (C)/(A-B)	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和3年度	397	148	248	100.00	100.00	
	令和4年度	378	159	218	100.00	100.00	
危 険 債 権	令和3年度	291	183	53	81.51	50.00	
	令和4年度	203	146	28	86.10	50.00	
要 管 理 債 権	令和3年度	22	8	0	42.27	6.26	
	令和4年度	154	74	9	54.40	11.54	
	三月以上延滞債権	令和3年度	9	0	0	5.93	5.93
		令和4年度	6	0	0	5.95	5.95
	貸出条件緩和債権	令和3年度	11	0	0	5.93	5.93
		令和4年度	147	74	8	56.59	12.05
小 計 (不 良 債 権)	令和3年度	709	332	303	89.67	80.53	
	令和4年度	736	381	256	86.59	72.18	
正 常 債 権	令和3年度	48,109					
	令和4年度	49,909					
合 計	令和3年度	48,819					
	令和4年度	50,646					

不良債権比率	
令和3年度	1.45%
令和4年度	1.45%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「貸出金」、「その他資産」の中の未収利息及び仮払金、「債務保証見返」の各勘定に計上されているものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。お申し出については真摯に受け止め、内容を精査し、適切な対応でお客様の信頼の向上に努めております。

【窓口：奄美信用組合 総務部】 電話番号0997-52-7111

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.amamishinkumi.co.jp/>

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記奄美信用組合総務部または、下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

電話 03-3567-2456

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(全国信用組合会館内)

法令遵守体制

当組合は、協同組織金融機関として、中小零細事業者および勤労者の金融の円滑化、ならびにお客さまへのサービスの向上に努めることにより地域の経済、社会生活の健全な発展に貢献する使命を負っています。こうした社会的責任と公共的使命を充分自覚し、今後もコンプライアンスを最重要課題と位置づけ取り組んでまいります。

当組合では、全役職員にコンプライアンスの徹底を図るため、各営業部にコンプライアンス担当者を配置し、本部に設置した「コンプライアンス委員会」で報告・相談苦情等を討議するとともに、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、検定試験の受験、職場内研修・外部派遣研修を実施するなど、体制の整備・充実に努めてまいります。

経営内容

リスク管理体制

— 定性的事項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	奄美信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,856百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	「信用リスク」とは、融資先の財務状況の悪化等によって、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスクは業務の基幹をなすリスクであるとともに、経営に与える影響が最も大きなリスクであるとの認識のもと、万全の管理体制整備を図るとともに管理手法の高度化に取り組んでいます。
管理体制	「信用リスク管理規定」に基づいて審査・管理体制を強化し、資産の健全性維持・確保の観点から、「公共性」「収益性」「成長性」「流動性」「安全性」の原則に則り、お取引先の財務内容・実態の把握、資金使途及び返済財源の確認など、キャッシュ・フロー重視の審査によって個別審査の厳格化を図っています。 また、貸出ポートフォリオの健全性確保の観点から、特定のお取引先や業種への貸出に偏ることのないような制度・枠組みを設け、リスク分散に留意した貸出運営に努めています。
評価・計測	信用リスクを評価するため、融資先に関する定量的・定性的な要素に基づいて、資産査定を定期的に行い、その結果を開示しています。 なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■貸倒引当金の計上基準

償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」）に対する債権のうち、担保の処分可能見込額及び保証による処分可能見込額を控除し、その残額に対し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた金額を計上しております。ただし、算出した貸倒実績率が50%を下回る場合には、貸倒実績率を50%に置き換えております。

上記以外の債務者（「正常先」「要注意先」「要管理先」）については、債務者区分ごとに、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関も同様となっております。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

以下の条件を満たしているのを確認し、貸出金と当組合預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャーとみなしており、これを用いている取引の種類は、総合口座貸越、個別担保貸出であり、担保預金を該当の貸出金にのみ充当しております。

- ① 預金担保差入証の徴求により、貸出金と担保預金の相殺が法的に有効である根拠を有している。
- ② オンライン登録による照会等で、相殺契約下にある貸出金と担保預金をいつでも特定可能である。
- ③ オンライン登録による期日管理で、担保預金が継続されないリスクが監視、管理されている。
- ④ オンライン登録による照会等で、貸出金と担保預金の相殺後の額が監視、管理されている。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外 性的事象が生じる損失にかかわるリスク」のことで、具体的には、事務ミス、不正、法令違反、システム障害などの内 部管理上の問題や、災害、テロリズム、犯罪などの外部要因により損失が発生するリスクのことで、
管 理 体 制	オペレーショナル・リスクへ対応するため、事務リスク、システムリスク等の管理方針を想定し内規及び危機管理マニ ュアルに基づいたリスク管理体制を構築しております。
評 価 ・ 計 測	「基礎的手法」に基づいてオペレーショナル・リスク量の計測を行っております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
オペレーショナル・リスクは、当組合は「基礎的手法」を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	上場株式、株式関連投資信託については、時価評価によるリスク量計測によって把握しています。また、非上場株式に ついては、当組合の内部規定に基づき適正に運用、管理を行っております。
管 理 体 制	関連会社等への出資金については、常務会、理事会の承認に基づいた運用、管理を行っております。リスクの状況につい ては、有価証券保有報告等により定期的に常務会、理事会へ報告しております。
評 価 ・ 計 測	時価評価によるリスク量計測に加え、VaRに基づく最大予想損失額による計測も行い、リスク管理を厳格に行います。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動により金融機関が保有する資産や負債に対して価値の変動が生じ、利益の低下ないし 損失を被るリスクのことで、
管 理 体 制	当組合では、リスク管理部署である総務部経理課が金利リスクのモニタリング・分析を行い定期的にALM委員会へ報 告し、金利リスク管理に関する重要な事項をALM委員会と協議・検討を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク管理 を行います。
評 価 ・ 計 測	信用組合業界で構築したSKC-ALM（資産負債総合管理）システムを用いて、VaRにより99パーセントイル値による銀 行勘定の金利リスクを定期的に計測しています。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、VaR法により金利リスクを計測しております。VaR法とは、過去のデータ を使って（観測期間）、一定の期間に（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。	

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,535	2,381	56	3
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,330	2,186	/	/
4	フラット化	0	0	/	/
5	短期金利上昇	/	/	/	/
6	短期金利低下	/	/	/	/
7	最大値	2,535	2,381	56	3
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,850		3,710	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もって、お客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

①お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

②①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した総務部により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

(1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

(2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

(3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理態勢

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、監査課において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

(1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法

(3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法

(4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までご連絡下さい。

【お問い合わせ窓口】奄美信用組合 総務部 総務課 電話 0997-52-7111

【受付時間 9：00～17：30 ただし、当組合の休業日を除く】

中小企業の経営支援に関する取組方針

平成21年12月4日に施行された中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了しましたが、奄美信用組合（以下、「当組合」という。）は、金融機関の社会的責任に鑑み、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割の一つであると位置付け、お客様からの、貸付条件変更の相談や必要な資金の供給、経営改善の支援に対しては「金融円滑化に関する基本方針」を定め、積極的に取り組んでまいりました。

当組合は、中小企業金融円滑化法の施行以前より上記取組みをおこなっており、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後も、「金融円滑化に関する基本方針」の通りとし、新規融資や貸付条件の変更、経営支援等に関する相談、要望等にこれまで同様に取り組んでおります。新規融資や貸付条件の変更、経営改善の支援等、これまで通りの対応に努め、係る取組方針を以下の通りとし、役職員に周知徹底いたします。

(1)中小企業のお客様からの新たな融資の申込みに対しては、お客様の経営実態を踏まえて、お客様のご要望を真摯にお伺いし、できる限りその資金需要に対応するよう努めます。

(2)中小企業や住宅ローンをご利用のお客様から返済条件の変更等に関する申込みがあった場合、経営実態等、お客様ごとの状況を十分に踏まえたうえで、できる限り柔軟に必要な措置を取るよう努めます。

(3)中小企業のお客様の経営実態を踏まえて、経営相談、経営指導、経営改善に関する支援を行うよう努めます。

また、支援を行うために、お客様の実際の状況をきめ細かく把握し、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます。

(4)与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様が理解し納得していただけるよう、知識や経験等を踏まえ、詳しく、丁寧に、誠意をもって適切な説明を行うよう努めます。

(5)お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客様の視点に立った業務のあり方を検討し、たゆまぬ改善に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

定款、各種預金規程、融資契約書等に「反社会的勢力排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際、お客様が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいております。

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.8をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.14をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	42,466	1,698	41,958	1,678
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,466	1,698	41,958	1,678
(i) ソブリン向け	59	2	55	2
(ii) 金融機関向け	5,117	204	3,929	157
(iii) 法人等向け	4,026	161	3,655	146
(iv) 中小企業等・個人向け	13,201	528	13,845	553
(v) 抵当権付住宅ローン	1,343	53	1,269	50
(vi) 不動産取得等事業向け	908	36	831	33
(vii) 三月以上延滞等	48	1	163	6
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当のもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi) その他	17,761	710	18,207	728
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	0	0
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,345	93	2,291	91
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	44,811	1,791	44,250	1,770

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には『大口貸出債権』、『取立未済手形』等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	地域区分	業種区分	期間区分							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	93,804	90,677	48,023	49,871	15,354	16,399	—	—	158	133
国 外	100	100	—	0	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	93,904	90,777	48,023	49,871	15,354	16,399	—	—	158	133
製 造 業	3,359	2,924	2,048	1,842	1,200	1,081	—	—	21	19
農 業、林 業	1,482	1,668	1,482	1,668	—	—	—	—	7	5
漁 業	89	114	89	114	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	167	186	167	185	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,664	2,610	2,363	2,408	400	199	—	—	10	6
電気、ガス、熱供給、水道業	1,498	1,319	199	159	1,192	1,158	—	—	1	—
情 報 通 信 業	250	35	53	34	0	0	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	2,055	2,110	474	482	1,675	1,625	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4,442	4,005	3,528	3,399	705	603	—	—	75	66
金 融 業、保 険 業	27,085	21,308	530	526	1,297	1,374	—	—	—	—
不 動 産 業	3,562	3,560	2,330	2,364	1,102	1,193	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	2,548	2,748	2,548	2,747	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	907	886	907	886	—	—	—	—	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	0	—	0	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	177	167	177	166	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	947	873	947	873	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,878	4,184	3,776	3,791	395	392	—	—	15	3
その他の産業	20	12	19	10	100	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	16,098	19,536	9,555	10,756	7,285	8,771	—	—	—	—
個 人	16,833	17,454	16,833	17,454	—	—	—	—	28	32
そ の 他	5,843	5,078	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	93,904	90,777	48,023	49,871	15,354	16,399	—	—	158	133
1 年 以 下	24,089	17,453	2,308	4,203	1,500	672	—	—	—	—
1年超3年以下	5,838	7,874	4,190	3,246	1,609	2,430	—	—	—	—
3年超5年以下	6,721	5,929	3,592	3,599	2,892	2,166	—	—	—	—
5年超7年以下	4,707	4,900	3,824	4,274	397	101	—	—	—	—
7年超10年以下	9,000	7,937	7,225	6,302	1,496	1,561	—	—	—	—
10 年 超	33,937	37,666	26,828	28,189	7,459	9,466	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,623	4,616	56	54	—	—	—	—	—	—
そ の 他	4,989	4,397	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	93,904	90,777	48,023	49,871	15,354	16,399	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には「投資信託、株式」、「現金」等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の内訳」P.11をご参照ください。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	70	82	12		0	4			82	78	—	—
農 業、林 業	18	10	0		4	2			14	8	—	—
漁 業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
建 設 業	28	24	0		7	4			21	20	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	1	—		—	1			—	0	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	0	0	0		0	0			0	0	—	—
卸 売 業、小 売 業	132	98			34	26			98	72	—	—
金 融 業、保 険 業	9	8	0		1	1			8	7	—	—
不 動 産 業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
飲 食 業	7	4	—		—	1			4	4	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	15	13	0	2	2	—			13	15	—	—
教育、学習支援業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—		—	—			—	—	—	—
その他のサービス業	—	15	—		—	—			—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—		—	—			—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—		—	—			—	—	—	—
個 人	74	42	0		12	20			62	42	—	—
合 計	352	302	12	2	60	55			302	247	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	19,519	—	23,167
10%	—	798	—	760
20%	—	25,707	—	19,748
35%	—	3,838	—	3,626
49%	—	—	—	7,407
50%	—	7,841	—	154
58%	—	—	—	14
75%	—	17,803	—	18,639
100%	—	17,323	—	16,324
150%	—	25	—	94
250%	—	301	—	301
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	93,155	—	90,234

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金の相殺」のみであり、省略しております。



経 営 内 容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	0	0		
非 上 場 株 式 等	869	869	869	869
合 計	869	869	869	869

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	49,222

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」となっております。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

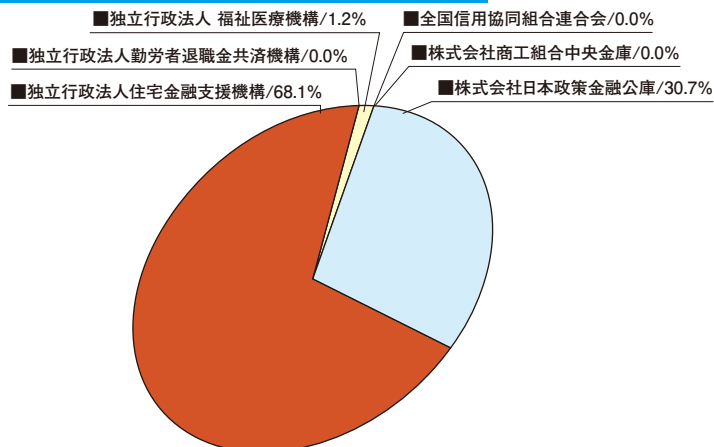
その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	0	0
株式会社商工組合中央金庫	0	0
株式会社日本政策金融公庫	178	153
独立行政法人住宅金融支援機構	405	340
独立行政法人勤労者退職金共済機構	0	0
独立行政法人福祉医療機構	14	6
その他	0	0
合計	597	499

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月16日
奄美信用組合
理事長 手島 博久

トピックス

- 国民年金基金加入募集事業として令和4年6月より(株)りそな銀行と信託代理店業務提携を行っています。
- 令和4年7月4日QRコード決済であるPayPayとしんくみ口座連携開始。
- 新店舗の本店・本部が2023年度内完成予定です。(小浜、長浜両支店を含めた3店舗併設)
「奄美信用組合と関わる方々が誇りに思う建築」をコンセプトに利便性、機能性の充実に図り、地域活性化に寄与する拠点を目指します。

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。本ディスクロージャー誌の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等は、上記の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等に基づき作成しております。



2023年度完成予想図

その他業務

手数料一覧

(令和5年4月現在)

為替関係	項目		料金			
	区分		当組合		他行	
			自店	本支店		
振込	電信扱 文書扱	5万円未満	組合員	110円	220円	550円
			非組合員	110円	220円	550円
		5万円以上	組合員	110円	220円	550円
			非組合員	330円	440円	770円
	定額自動送金 (1契約の新規取扱手数料1,100円)	5万円未満	55円	55円	275円	
		5万円以上	110円	110円	440円	
	A T M 振込	5万円未満	55円	110円	385円	
		5万円以上	110円	165円	550円	
	インターネットバンキング	5万円未満	無料	無料	330円	
		5万円以上	無料	無料	440円	
給与振込	当組合と「給与振込に関する契約書」を締結した企業(組合員)で従業員個々の給与振込口座確認書が発行されたもの。		無料	無料	550円	
代金取立	項目		料金			
	店頭入金	金	1通		440円	
	電子交換	所外	1通		440円	
預金関係	項目		件数	料金		
	当座預金	小切手帳	1冊	2,200円		
		約束手形帳	1冊	2,200円		
		手形用紙	1枚	550円		
		マル専口座新規開設手数料	1契約	3,300円		
	改印	自己宛小切手	1枚	550円		
		紛失による改印	お客様名義毎	220円		
		紛失していない場合、自己都合による改印		無料		
		通帳・証書等再発行(解約時は除く)	1件	1,100円		
	キャッシュカード・ローンカード再発行	紛失による再発行	1枚	1,100円		
紛失していない場合		1枚	550円			
紛失なしで改姓の場合		1枚	無料			
融資関係	項目		件数	料金		
	手形割引(但し、1枚増えるごとに110円加算)	1枚	1,100円			
	手形貸付・債務保証申込	1件	1,100円			
	証書貸付(申込金額に乘じます。)		1件	下限	1,100円	
				上限	55,000円	
	カードローン新規取扱手数料	1件	無料			
	ローンカード借換手数料	1件	2,200円			
	一部繰上償還手数料	1件	3,300円			
	支払条件変更手数料(割手・手貸→証書変更含む)	1件	6,600円			
	当座貸越(一般)新規・更新手数料	1件	無料			
借換手数料	一律1口	2,200円				
金利変更手数料	1件	3,300円				
現貸決済(借換除く)繰上償還手数料(提携ローン除く) (残存期間等により異なります。)	1件	下限	無料			
		上限	33,000円			
担保設定事務手数料	新規、増額、追加、差替	1件	11,000円			
	減額、順位変更、一部抹消、全額抹消 その他の変更(抵当権の全部抹消は除く)	1件	5,500円			
※融資関係手数料が、当該融資の年15%の利息換算を上回る場合は無料とします。						
各種証明書発行手数料	残高証明書	(A) 監査法人依頼	1通	1,100円		
		(B) 住宅金融支援機構	1通	無料		
	利息証明書	(A)(B)を除く	1通	440円		
		融資証明書	1通	5,500円		
取引明細書	1枚	110円				
夜間金庫	基本使用料(年額)		33,000円			
	金庫投入口鍵(1個)		2,420円			
	入金・集金用バッグ(契約時1個)		3,080円			
	入金・集金用バッグ鍵(契約時1個)		1,210円			
保護預かり(年額)	封緘保護預かり		2,200円			
両替手数料	両替枚数	窓口	店外			
		1枚～49枚	無料	110円		
	50枚～200枚	110円	220円			
	201枚～300枚	220円	330円			
	301枚～400枚	330円	440円			
	401枚～500枚	440円	550円			
100枚単位で110円加算						
硬貨入金手数料	硬貨枚数	料金				
		1枚～300枚	無料			
	301枚～400枚	110円				
	401枚～500枚	220円				
	501枚～1,000枚	330円				
以後1,000枚ごとに330円加算						
CD・ATM利用手数料(払戻1回につき)	当組合カード	提携金融機関カード				
平日(8:45～18:00)	無料	110円				
平日(18:00以降)	110円	220円				
土曜・日曜・祝祭日	110円	220円				
インターネットバンキング基本手数料(月額)	個人用	1契約	無料			
	法人・個人事業者用	1契約	1,100円			
安くし高額当選換金事務手数料(5万円超換金)	1件	3,300円				

でんさいネット手数料一覧

(令和5年4月現在)

手数料項目	手数料	
	インターネット利用	書面利用
基本手数料/月額	無料	無料
各種記録請求	440円	1,100円
開示請求	無料	440円
変更記録請求(利害関係が3名以上)	—	2,200円
口座間送金決済中止依頼	—	770円
支払等記録請求(強制執行等の記録後)	—	1,100円
異議申立兼口座間送金決済中止依頼異議申立 手続終了届兼異議申立預託金返還許可請求	—	1,100円
支払不能処分調査請求	—	1,100円
支払不能情報照会	—	3,300円
特例開示請求書	—	3,300円
残高証明書発行請求(都度発行方式)	—	4,400円
でんさい割引依頼、でんさい割引買戻し依頼	440円	1,100円
口座間送金決済に係る手数料	無料	無料

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

国内為替取扱実績

(単位:百万円)

区分	令和3年度末		令和4年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	90,206	50,302	90,751	52,792
	他の金融機関から	169,789	62,154	175,060	63,788
代金取立	他の金融機関向け	2,863	4,124	2,706	2,925
	他の金融機関から	948	895	840	871

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 国内為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 株式会社払込金の受入代理業務及び株式会社配当金の支払代理業務

(ホ) 保護預り及び貸金庫業務

(ヘ) 電子債券記録業に係る業務

当組合の子会社

該当事項なし

地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域密着型金融推進に対する当組合の基本方針・経営姿勢

●当組合は、奄美群島を営業地区とし、中小企業や零細企業、個人から構成される組合員の相互扶助を理念に掲げ、長期的かつ継続的な取引のもとに地元根ざした金融機関として運営されている協同組合組織金融機関です。「きめ細かなサービスと誠実さ」でお客様一人一人のニーズにあった的確な営業と、密度の濃い取引を推進し、相互扶助、協同・協調精神のもとに、「組合員への奉仕・地域社会への貢献」を基本として運営しております。

また、当組合は、地域密着型金融の推進を継続的に取組むための基本方針として、

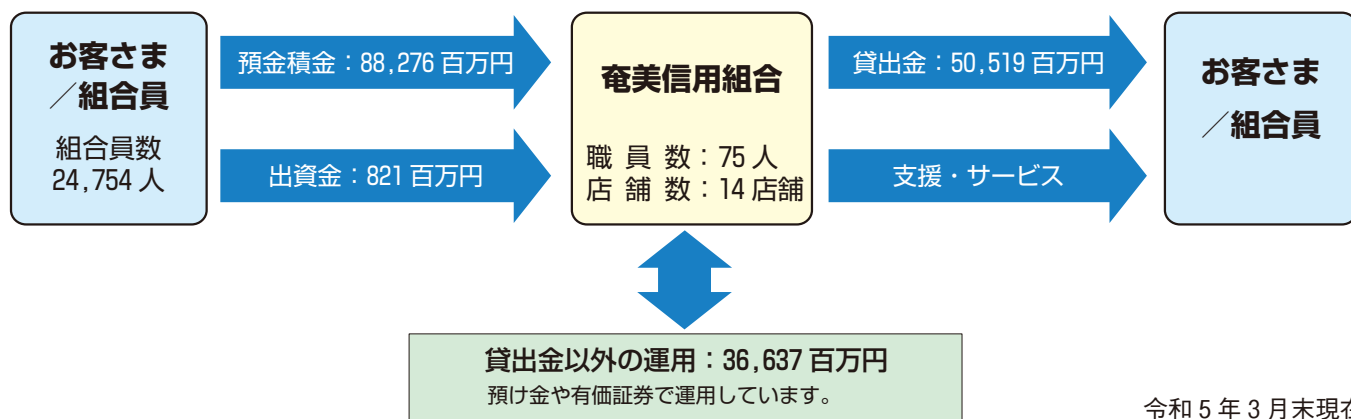
- ① ライフサイクルに応じたお客様の支援強化
- ② 中小零細企業に適した資金の提供
- ③ 地域経済への貢献
- ④ 経営力の強化
- ⑤ 地域利用者の利便性向上

と定め、預金・貸出業務のみならず、情報の提供や経営指導・相談業務・幅広いサービスの提供など、地域社会の一員として、地域社会の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

●平成25年6月5日「経営革新等支援機関」として、九州財務局・九州経済産業局から認定を受けました。当組合では、経営支援の取組みとして創業支援、事業計画策定支援等を行い地域密着型金融の取組みを通じて、地域経済の活性化及び中小企業の経営力強化に貢献できるよう努めています。

預金を通じた地域貢献

お客様からお預かりした預金積金は、お客様の様々なニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、円滑な資金供給を行い、また経営指導・情報提供等、幅広いサービスの提供に努めております。



融資を通じた地域貢献

(1) 貸出実行件数・金額（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	件 数	金 額
事業者向け	91	2,880
設備資金	394	1,840
運転資金	485	4,720
小計	111	1,883
個人向け	1,026	1,721
住宅ローン	1,137	3,605
消費者ローン	35	2,191
小計	1,657	10,517
地方公共団体向け		
合 計		

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。
当座貸越（カードローン等）は除いてあります。

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は鹿児島県や奄美市等の中小企業（事業者）向け制度融資の取扱窓口指定されており、令和4年度は、15件、61百万円のご利用をいただいております。令和4年度末（件数：170件、残高：12億40百万円）

主な種類	概 要	融資限度額	返済期間
中小企業振興資金	中小企業者等の通常の運転・設備資金	運転 5,000万円	7年
		設備 7,000万円	15年
小規模企業活力応援資金	小規模企業者に対する資金	運転 2,000万円	5年
		設備 2,000万円	7年
特別小口融資	小規模企業者に対する無担保・無保証人の資金	運転 2,000万円	7年
		設備 2,000万円	7年
創業支援資金	新規に開業するための資金	運転 2,000万円	7年
		設備 2,000万円	10年
緊急経営対策資金	取引先の倒産や最近の経済変動により影響を受けた時	運転 2,000万円	7年
		設備 3,000万円	10年
新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に影響を受けている中小企業者を支援する運転・設備資金	4,000万円	10年 （据置最長5年）
原油・原材料高騰等対策特別資金	新型コロナ洞における原油価格や原材料高騰により、経営に大きな影響を受けた中小企業者を支援するための制度	2,000万円	5年 （据置24ヶ月以内）
伴走支援型借換支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、当該中小企業者に対して、継続的な伴走型での支援を実施する資金	1億円	10年 （据置最長5年）

地域貢献

(3) 当組合の融資商品の概要

当組合では、中小零細事業者や住民の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を発売しております。

主な種類	概要	融資限度額	返済期間
ニューフリーローン	個人及び事業者向け資金使途自由なローン	500万円	10年
フリーローン [チョイス]	個人向け資金使途自由なローン	1,000万円	10年
職域フリーローン	個人向け資金使途自由なローン	1,000万円	10年
職域目的ローン	個人向け資金使途が明確なローン	1,000万円	10年
奨学ローン	入学資金・在学資金に係わる消費者ローン	500万円	10年
カーライフローン	車購入・修理に係わる消費者ローン	1,000万円	10年
リフォームローン	リフォーム関連資金、増改築、修繕等資金	500万円	10年
ビッグローン	個人及び事業者向け資金使途自由なローン	500万円～2億円	30年
リライフローン	個人向け資金使途自由な消費者ローン	300万円	15年
スマイルローン	個人向け資金使途自由な消費者ローン	500万円	15年
スマイルローンⅡ	個人向け資金使途自由な消費者ローン	800万円	15年
しんくみ教育ローン	入学資金・在学資金に係わる消費者ローン	600万円(学生1人当たり300万円)	15年
年金ローン	年金受給者のための消費者ローン	200万円	3年
目的ローン	資金使途が明確な消費者ローン・保証人原則不要	500万円	7年
マイホームローンⅡ	住宅・土地取得、増改築、借換としての住宅ローン	5,000万円	35年
住宅ローンワイド	同上・保証人原則不要	5,000万円	30年
しんくみカードかけるくん	個人向けカードローン(定期積金契約)・保証人不要	300万円	5年
しんくみカードかけるくんⅡ	個人向けカードローン(定期積金契約)・保証人1名以上	300万円	5年
ゲットカード	個人向けカードローン・保証人不要	100～300万円	3年更新
大島紬ローン	個人向け大島紬購入ローン・保証人原則不要	50万円	5年
エコローンまもるくん	個人向け地球温暖化防止対策資金	800万円	10年
ユニオンローン	地公体等職員組合員向け消費者ローン・保証人不要	1,000万円	一般資金15年 住宅資金30年
ユニオンカード・ローン	地公体等職員組合員向け消費者ローン・保証人不要	500万円	3年更新
公務員ローン	公務員向け資金使途自由なローン(ユニオン先除く)	1,000万円	15年
公務員カードローン	公務員向け資金使途自由なローン(ユニオン先除く)	500万円	5年更新

取引先への支援状況等

(1) 要注意先等のランクアップへの取組み

当組合では、要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や元金返済猶予等の支援を行っており、コンサルティング機能の発揮により要注意先等のランクアップに積極的に取り組んでおります。

(2) 事業再生支援・創業支援についての取組み

当組合では「再生支援委員会」を設置すると共に、支援取組先への訪問・面談、セーフティネット保証制度の利用の提案等により、今後の経営改善基本方針、資金繰表、収支計画書等の提出を受けるなど、健全債権化に向けた取組み及び金融円滑化の取組みを強化いたしております。

創業・新事業支援については、地元商工会議所・商工会等との連携による情報交換、案件発掘の活用を行い、また、担当者個々の審査能力向上のため、各種研修会へ派遣しております。

(3) 新型コロナウイルス感染症等に伴う資金繰り支援についての取組み

当組合は、新型コロナウイルス感染症等対策といたしまして営業店に「融資相談窓口」を設置し、影響を受けている中小・小規模事業者の皆さまのため、鹿児島県信用保証協会等と連携して支援に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、継続的な伴走型支援を目的とした伴走支援型借換支援資金を創設致しました。今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、中小企業・小規模事業者の皆さまへの円滑な資金供給や本業支援に、全力で取り組んでおります。

(4) ベンチマークへの対応・事業性評価の推進

「金融仲介機能のベンチマーク」では、金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価、質の向上に取組み、取引業者等に対し目線を合わせて、真の事業性を評価した融資や経営改善に向けた支援を行っていくことに努めていきます。

地域サービスの充実

(1) 店舗・ATM等の設置数

14店舗にATMを設置、その他店外に16台(内、共同12台:奄美群島内ファミリーマート10店舗含む)設置しており、稼働時間内であれば土曜・日曜・祝日でも入金・出金が可能です。また、全国の信用組合、都市銀行、地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、農協、セブン銀行、イオン銀行のCD・ATMからのお支払いも可能です。

(2) 情報提供活動

- 組合員向け情報誌『Bon Vivant(ボンビバーン)』を2ヶ月毎店頭にて配布しています。
- 平成13年5月インターネットホームページを開設し、各種情報を提供しております。<https://www.amamishinkumi.co.jp>
- 取引先企業に対し決算書に基づいた財務資料等の経営情報を提供し、指導・助言を行っています。

(3) 《インターネットバンキングサービス・しんくみローンサーチサービス》の提供

■お手持ちのパソコンやスマートフォンでの残高照会や振込・振替のお取引ができるサービスの提供及びインターネットWebサイトからのローン申込みが可能となる「しんくみローンサーチ」サービスの提供をしております。

(4) 《しんくみペイジー口座振替受付サービス》の提供

■平成29年10月16日から税金、公共料金、ネットショップでの買い物等の支払いがパソコン・スマートフォンからできるサービス「ペイジー」取扱を開始致しました。

(5) 《しんくみpay キャッシュレス端末サービス》の提供

令和元年9月1日よりキャッシュレス化推進の取組みとして、カード加盟店サービスを開始し奄美群島の経済発展に大きく寄与しています。

(6) 《WEB口座振替受付サービス》の提供

令和2年7月27日から口座振替の申し込みを企業のホームページ(WEB)で受け付けできるサービス「WEB口振受付」の取扱を開始しました。

(7) 《Facebook ページ開設》の提供

令和2年8月3日からソーシャルネットワークサービス(SNS)上に広がる企業の広報・宣伝活動等の情報を幅広く発信するため、Facebook ページを開設しました。<https://www.facebook.com/amamishinkumi.jp>

(8) 《Jデビットサービス》の提供

令和2年8月11日から金融機関で発行されたキャッシュカードで、買い物や食事代金の支払いがお客様の口座から即時引落しできるサービス「Jデビット」の取扱を開始しました。

(9) 《BankPay サービス》の提供

令和3年12月よりスマートフォンでお店のQRコードを読み取ることで、銀行口座から即時引落としされ支払いできるサービス「BankPay」を再開しました。

(10) 鹿児島銀行との連携によりファミリーマートのATMの共同利用開始

令和3年12月1日より、奄美群島内のファミリーマート10店舗のATMで利用開始となりました。

(11) 《PayPay サービス》の提供

令和4年7月4日より、キャッシュレス決済サービス「PayPay」と提携し、口座登録が利用開始となりました。

地域貢献

文化的・社会的貢献に関する活動

■「しんくみの日週間」9/1～9/7に各地区で空缶・ゴミ拾い等の清掃活動、ご来店のお客様等ヘユリの球根（沖永良部の2店舗は、箱型オリジナルティッシュ）、全店舗へビオラ花の種をプレゼント、また1店舗では、園児による絵画展を開催いたしました。

■赤十字の献血運動では、当組合役職員が献血に参加し社会的貢献活動に取り組んでいます。

■毎年12月、赤い羽根共同募金運動に協力し、職員等からの浄財金を奄美市社会福祉協議会に寄付しています。

■地域集落の清掃活動、商工会主催の各種行事等に参加しています。

■ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、福祉施設等のボランティア行事に参加しています。

■毎朝、本部職員により、みかた公園内の清掃活動を行っています。

■社会貢献機能カード「しんくみピーターパンカード」を取扱中です。お客様に一切の負担をかけることなく、お客様がショッピングなどでご利用されたカード代金の0.5%相当額が障害や難病とたたかっている子供たちやその家庭への支援活動などに役立てられます。



9.8 しんくみの日 清掃活動(伊仙支店)



12.20 赤い羽根共同募金贈呈



しんくみの日 園児による絵画展示
(瀬戸内支店)



2.15 赤十字の献血運動

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)			
119	10	0	10	10	8.4	0.0	100.0

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る取り組み事例（令和4年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等 特になし。
2. 取り組み内容 平成28年度から割引手形の申込みについては、原則経営者保証をとらないこととしております。

●『経営者保証に関するガイドライン』の取り組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	250件	228件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	51.55%	58.31%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

お客さま満足度アンケート調査結果

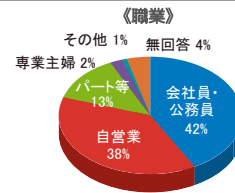
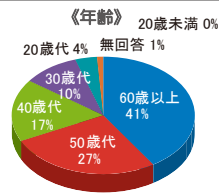
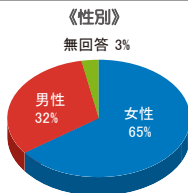
当組合では、お客さま満足度の向上に向けた取組みの一環として「お客さまアンケート」をこれまで18回実施し、その結果につきましてサービスの改善に努めて参りました。令和4年度も当組合をご利用して頂いております430名のお客さまにアンケート調査をお願いし、323名のお客さまから貴重なご意見・ご要望を頂きました。アンケートにより頂きましたご意見・ご要望につきまして全役職員に周知することはもちろんのこと、今後の業務運営に反映させ、より質の高いサービスのご提供に取組んで参ります。これからも、「奄美信用組合」が地域の皆様から信頼され、より一層ご満足いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを十二分に認識し、地域社会の発展に貢献できるよう努めて参ります。

●実施期間 令和5年1月26日～2月7日 ●ご回答頂いた方 430通（回収率75.1%）

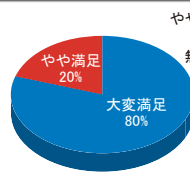
●調査方法 職員による手渡し配付・回収、郵送による回収

●調査対象 当組合のご利用者（一見のお客さまは対象から除いています）

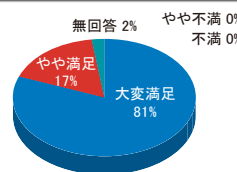
ご回答者の構成



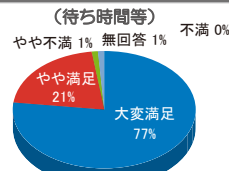
現在、利用している店舗の雰囲気



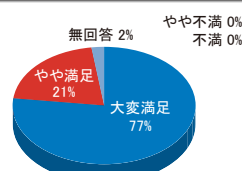
窓口係の接客マナー



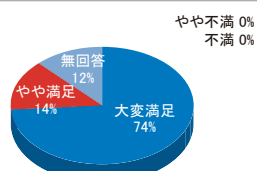
事務処理の正確さ・迅速さ



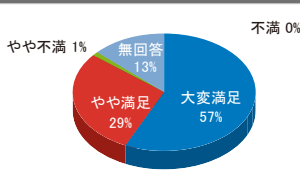
ご利用店舗のサービス満足度



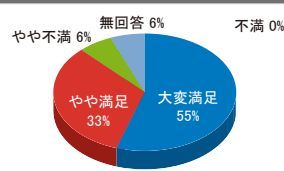
渉外係の接客マナー



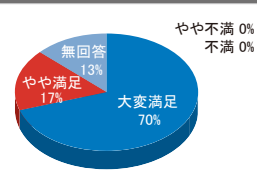
商品（預金・融資等）の品揃え



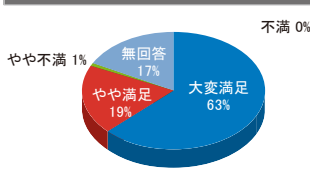
ATM（現金自動入出金機）の機能・台数



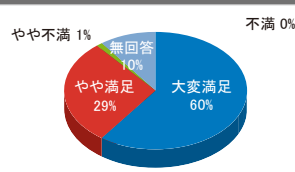
渉外係との約束事や依頼事項



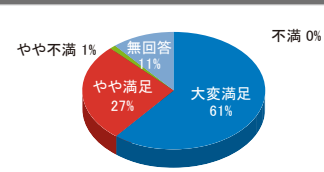
ご融資の相談等に対する対応状況



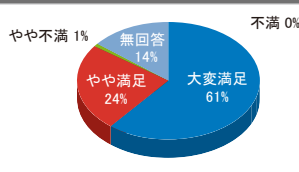
職員からの情報提供等



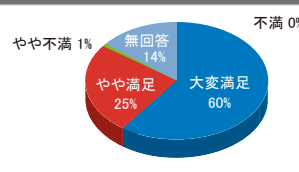
職員の商品説明・業務知識



苦情・相談等に対する対応



地域貢献（活動等）への取組み



調査結果について

前回に引き続き、「店舗の雰囲気」「窓口係及び渉外係の接客マナー」等について多くのお客さまにご満足して頂いております。しかし、一部事務につきましては、ご意見を頂いております。本結果を踏まえ、一人でも多くのお客さまにご満足頂けるよう改善を図っていきます。これからも、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

店名	住所	電話	CD・ATM
本部	〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号	0997-52-7111	
本店	〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号	0997-57-1160	3台
小浜支店	〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20番5号	0997-52-6141	1台
永田橋支店	〒894-0017 奄美市名瀬石橋町10番26号	0997-52-1560	2台
瀬戸内支店	〒894-1503 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊9番地3	0997-72-1311	1台
笠利支店	〒894-0511 奄美市笠利町里18番地5	0997-63-0811	1台
龍郷支店	〒894-0102 大島郡龍郷町瀬留1476番地	0997-62-2511	1台
宇検支店	〒894-3301 大島郡宇検村湯湾986番地	0997-67-2336	1台
徳之島支店	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7262番地	0997-82-1241	2台
天城支店	〒891-7612 大島郡天城町平土野26番地9	0997-85-4121	1台
喜界支店	〒891-6202 大島郡喜界町湾323番地1	0997-65-2311	1台
伊仙支店	〒891-8201 大島郡伊仙町伊仙1839番地1	0997-86-4100	1台
長浜支店	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町7番7号	0997-52-7121	1台
沖永良部支店	〒891-9112 大島郡和泊町和泊51番地1	0997-92-3111	1台
知名支店	〒891-9213 大島郡知名町瀬利覚2143番地3	0997-93-5111	1台

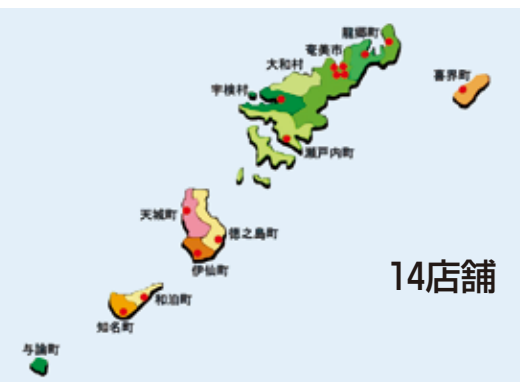
店外CD・ATM店

店名	住所	CD・ATM
本店	〒894-0008 奄美市名瀬浦上1133番4号 タイヨー浦上店駐車場内	1台
小浜支店	〒894-0061 奄美市名瀬朝日町13番3号 だいわ大熊店駐車場内	1台
永田橋支店	〒894-0015 奄美市名瀬真名津町13番1号 タイヨー平田店駐車場内	1台
長浜支店	〒894-0041 奄美市名瀬朝仁町29番5号 タイヨー朝仁店駐車場内	1台
共同CDコーナー	〒894-0015 奄美市名瀬真名津町18番1号 県立大島病院内	1台
共同CDコーナー	〒894-0106 大島郡龍郷町中勝580番地 ビッグII奄美店内	1台
共同CDコーナー	ファミリーマート 大島本島内 6店舗（奄美市4・瀬戸内町1・龍郷町1）	6台
共同CDコーナー	ファミリーマート 徳之島内 4店舗（徳之島町2・天城町1・伊仙町1）	4台



営業地区

鹿児島県のうち、鹿児島市・奄美市・大島郡（瀬戸内町・宇検村・龍郷町・大和村・徳之島町・天城町・伊仙町・喜界町・和泊町・知名町・与論町）の区域です。



14店舗



索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	2	48.代理貸付残高の内訳	20
【概況・組織】		49.職員1人当り貸出金残高	10
1.事業方針	2	50.1店舗当り貸出金残高	9
2.事業の組織	* 2	【有価証券に関する指標】	
3.役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	* 2	51.商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
4.会計監査人の氏名又は名称	* 2	52.有価証券の種類別平均残高*	10
5.店舗一覧(事務所の名称・所在地)	* 26	53.有価証券種類別残存期間別残高*	11
6.自動機器設置状況	26	54.預証率(期末・期中平均)*	9
7.営業地区	26	【経営管理体制に関する事項】	
8.組合員数	2	55.法令遵守の体制*	12
9.子会社の状況	21	56.報酬体系について*	19
【主要事業内容】		57.苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	12
10.主要な事業の内容	* 21	58.リスク管理体制*	13、14
11.信用組合の代理業者	* 取扱いなし	資料編	16、17、18、19
【業務に関する事項】		【財産の状況】	
12.事業の概況	* 2	59.貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	4、5、6、7
13.経常収益	* 7	60.協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	12
14.業務純益等	* 7	(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
15.経常利益(損失)	* 7	(2)危険債権	
16.当期純利益(損失)	* 7	(3)三月以上延滞債権	
17.出資総額、出資総口数	* 7	(4)貸出条件緩和債権	
18.純資産額	* 7	(5)正常債権	
19.総資産額	* 7	61.自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	8
20.預金積金残高	* 7	62.有価証券、金銭の信託等の評価*	9
21.貸出金残高	* 7	63.外貨建資産残高	20
22.有価証券残高	* 7	64.オフバランス取引の状況	9
23.自己資本比率	* 8	65.先物取引の時価情報	9
24.出資配当金	* 7	66.オプション取引の時価情報	取扱いなし
25.職員数	* 7	67.貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	11
【主要業務に関する指標】		68.貸出金償却の額*	11
26.業務粗利益および業務粗利益率*	7	69.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	20
27.資金運用収支、役務取引等収支およびその他の業務収支*	7	70.会計監査人による監査*	20
28.資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	9	【その他の業務】	
29.受取利息、支払利息の増減*	7	71.内国為替取扱実績	21
30.役務取引の状況	7	72.外国為替取扱実績	20
31.その他業務収益の内訳	10	73.公共債窓販実績	20
32.経費の内訳	7	74.公共債引受額	20
33.総資産経常利益率*	9	75.手数料一覧	21
34.総資産当期純利益率*	9	【その他】	
【預金に関する指標】		76.トピックス	20
35.預金種目別平均残高*	10	77.沿革・歩み	2
36.預金者別預金残高	10	78.継続企業の前提の重要な疑義*	該当無し
37.財形貯蓄残高	10	79.総代会について	3
38.常勤役員1人当り預金残高	10	【地域貢献に関する事項】	
39.1店舗当り預金残高	9	80.地域密着型金融推進に対する当組合の基本方針・経営姿勢	22
40.定期預金種類別残高*	10	81.預金を通じた地域貢献	22
【貸出金等に関する指標】		82.融資を通じた地域貢献	22、23
41.貸出金種類別平均残高*	10	83.お取引先への支援状況	23
42.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	11	84.地域サービスの充実	23
43.貸出金金利区分別残高*	10	85.文化的・社会的貢献に関する活動	24
44.貸出金用途別残高*	10	86.お客さま満足度アンケート調査結果について	25
45.貸出金業種別残高・構成比*	11	87.経営改善支援等の取り組み実績	24
46.預貸率(期末・期中平均)*	9	88.「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	25
47.消費者ローン・住宅ローン残高	10		

AMAMI SHINYO KUMIAI



〒894-0025 鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号
TEL : 0997-52-7111 FAX : 0997-53-5211
<https://www.amamishinkumi.co.jp/>

